

高砂市指定ごみ袋の製造に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの適正な排出及び分別の徹底の推進のため、市民が排出する際に使用する家庭用の指定ごみ袋(燃やすごみ及び燃やさないごみを入れるために市が指定するごみ袋をいう。以下同じ。)の規格及びその製造の承認等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定ごみ袋の規格)

第2条 指定ごみ袋の規格は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(指定ごみ袋の製造の承認に係る申請)

第3条 市長は、指定ごみ袋の製造を行おうとする者(以下「申請者」という。)に対し、高砂市指定ごみ袋製造承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類等を添えて、提出させるものとする。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(3) 申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに業務経歴並びに国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類

(4) 指定ごみ袋及びその外装袋の仕様書並びに見本品

(5) 指定ごみ袋の厚さ及び引張強度について、当該申請者以外の者又は当該申請者に関する組織以外の検査機関が発行する検査結果証明書

(6) 指定ごみ袋に使用する着色剤及びインクについて、これらの成分を証明する書類(当該書類が日本語以外の言語を用いて作成されている場合は、これを日本語に翻訳したものに限る。)

(7) 指定ごみ袋の販売ルート及び販売を予定する店舗の一覧並びに予定販売価格を記載した書類

(8) その他市長が必要と認める書類

(承認書の交付)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容について審査し、第2条に規定する規格に適合すると認めるときにあっては高砂市指定ごみ袋製造承認通知書(様式第3号)を交付し、これに適合しないと認めるときにあっては高砂市指定ごみ袋製造不承認通知書(様式第4号)を当該申請した者に対し交付するものとする。

(指定ごみ袋の製造の変更)

第5条 市長は、前条の規定により承認を受けた者(以下「承認事業者」という。)が、承認を受けた指定ごみ袋と異なる指定ごみ袋の製造をしようとするときは、高砂市指定ごみ袋製造変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出させるものとする。

(指定ごみ袋の製造等の廃止)

第6条 市長は、承認事業者が、指定ごみ袋の製造を廃止しようとするときは、高砂市指定ごみ袋製造廃止届(様式第6号)に高砂市指定ごみ袋製造承認通知書を添えて、市長に提出させるものとする。

(承認事業者の責務)

第7条 承認事業者は、第2条に規定する規格を遵守して指定ごみ袋の製造を行うものとし、当該指定ごみ袋を起因として生じる一切の問題について誠意をもって対処しなければならないものとする。

2 承認事業者は、指定ごみ袋の製造、品質管理及び流通に十分留意した円滑な販売及び市民の購入の

利便を図るための市内の販売店の確保に努めなければならない。

(承認番号の表示)

第8条 承認事業者は、指定ごみ袋及び外装袋に承認番号を表示するようにしなければならないものとする。

(市長の措置等)

第9条 市長は、指定ごみ袋が第2条に規定する規格に適合しないと認めるときは、承認事業者に対し、当該規格に適合するために必要な改善の指示又は指導を行う。

2 市長は、承認事業者が偽りその他不正な手段により承認を受けたとき、又は前項の指示若しくは指導に従わないときは、承認を取り消すことができる。

3 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、当該承認を取り消した承認事業者に高砂市指定ごみ袋製造承認取消通知書(様式第7号)を交付するものとし、当該通知を受けた者は、直ちに高砂市指定ごみ袋製造承認通知書を市長に返還しなければならない。

4 市長は、第2項の規定による承認の取消しにより生じた一切の損害について、その責任を負わない。

(承認事業者の名称の公表)

第10条 市長は、第4条の規定により指定ごみ袋の製造を承認したときは、当該承認事業者の氏名又は名称及び代表者名、住所又は所在地並びに承認番号を公表する。

2 市長は、前条第2項の規定により指定ごみ袋の製造の承認を取消したときは、当該承認を取消した事業者の氏名又は名称及び代表者名、住所又は所在地並びに承認番号を公表する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。